

財務省告示第三三〇号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、平成十六年八月一日から適用する。

平成十六年七月十二日

財務大臣 谷垣 禎一

第八号を次のように改める。

八 長崎税関五島監視署